

独立行政法人家畜改良センター職員給与規程

13 規程 第 7 号

平成13年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（13規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第69条の規定に基づき、職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）等の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第2条 職員の給与は、法令等の定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、職員就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）における勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第19条の規定による手当を含む。第26条及び第39条において同じ）、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、報奨金及び寒冷地手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 一般職員俸給表（別表第1）

二 技術専門職員俸給表（別表第2）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第71条の規定による懲戒処分を受けたこととその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者にあつては、3号俸）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員及び一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行なうものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、別表第2の技術専門職員俸給表備考2の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 11 削除

第7条 職員就業規則第7条の2に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、職員就業規則第36条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

- 第8条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第42条に規定する休日にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日でない日。）に、その月の月額の全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、震度6強以上の地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第

118号)が適用された市町村の区域内に法人の事務所が所在し、又は職員が居住する場合には、その適用の日の属する月からその翌々月までの間、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、当該区域内に所在する法人の事務所に勤務し、又は居住する職員の俸給の月額半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)し、もしくは解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間(以下「給与期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その給与期間の現日数から職員就業規則第42条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(俸給の特別調整額)

第10条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の役職のうち理事長が別に定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額を支給する。

2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については一人につき13,500円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の

最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 削除

(地域手当)

第13条 地域手当は、独立行政法人家畜改良センター組織規程第3条に規定する本所、同規程第33条に規定する牧場及び支場（以下「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- 一 茨城県筑西市に所在する事務所
- 二 愛知県岡崎市に所在する事務所
- 三 兵庫県たつの市に所在する事務所

- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第1号に掲げる牧場 100分の4
- 二 前項第2号に掲げる牧場 100分の8
- 三 前項第3号に掲げる牧場 100分の4

3 削除

- 4 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事務所が第1項の支給事務所に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前項までの規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（第1項で定める支給事務所又は第2項で定める割合の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域

手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に第1項で定める支給事務所、第2項で定める割合の変更により当該異動の日の前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該異動の日から同日以降3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

5 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-49（地域手当）第2条から第4条に規定する地域に所在する官署若しくは機関（以下、「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（以下「給与法による支給割合」という。なお、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。）に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（第1項で定める支給事務所又は第2項で定める割合の変更により、当該採用後の支給割合が採用後に変更された場合にあっては、当該変更後の採用後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合（給与法による支給割合が当該採用後に改定され、当該採用の日の前日の給与法による支給割合を超えた場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合（次号及び第3号において「給与法による支給割合」という。）。次号及び3号において同じ。）

二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除

く。) 給与法による支給割合に100分の60を乗じて得た割合

(広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合において、当該異動につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所の所在地との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事務所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動の日以後は当初広域異動手当に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

3 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となった者又は前2項に規定する異動に準ずるものとして理事長が別に定める職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
 - 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
 - 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に

掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、退職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうち、これらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として、6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 新たに俸給表の適用を受ける職員になったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該人事交流等により職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが

通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特地勤務手当等）

第18条 生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- 3 特地事務所が第13条第1項の支給事務所に該当する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれに準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第13条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第20条 職員が正規の勤務時間が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合（職員が業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下この項及び第21条並びに第41条の2において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第81条第2項に規定する病気休暇を取得した場合を除く。）、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(給与の半減)

第21条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は職員就業規則第63条第1項に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務（第2号、第5号及び第7号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 正規の勤務時間が割り振られた日の午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務 100分の150

三 休日における勤務（第4号及び第6号に該当する場合を除く。） 100分の135

四 休日の午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務 100分の160

五 職員就業規則第43条第1項の規定により休日を振り替えたことにより、新たに勤務を命ぜられた日の属する週の正規の勤務時間を超えて行った勤務 100分の25

六 休日に4時間単位で勤務することを命ぜられ、職員就業規則第43条第3項の規定により同一月内に4時間単位の代休を取得した場合における当該4時間単位の勤務 100分の35

七 定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 100分の100

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した

全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

第23条 削除

（夜勤手当）

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第25条 第7条に規定する俸給月額、第22条に規定する超過勤務1時間当たりの額、第24条に規定する夜勤1時間当たりの額及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第9条第4項に規定する日割計算による額、第20条の規定により減額すべき給与の額及び第42条第2項の規定により読み替えられた俸給の月額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 第20条、第22条、第24条、第42条、第43条及び第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特勤手当の月額、寒冷地手当が支給される場合にあっては当該寒冷地手当の月額の合計額を1年間における1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて特殊勤務手当が支給されることとなる作業に従事した場合の第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該作業に係る1時間当たりの特殊勤務手当の額を前項に定める額に加算した額とする。

第27条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第28条 第10条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以

外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

- 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条まで及び附則（平成22.12.1 22 独家セ第1039号）第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員就業規則第72条第1項第1号から第6号までに掲げる事由による退職に限る。以下第32条まで及び第41条第8項において同じ。）し、又は死亡した職員（第41条第5項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（理事長が別に定める特定幹部職員（第32条において「特定幹部職員」という。）にあって100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100

- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第71条及び同規則第84条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則（平成22.12.122 独セ第1039号）第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇された職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- 一 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇された職員にあつては、退職をし、又は解雇された日現在。次項及び附則（平成22.12.122 独セ第1039号）第2項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては100分の125）を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(報奨金)

- 第32条の2 独立行政法人家畜改良センター表彰規程（平成13.4.113 独セ第14号）第16条

第1項により特別表彰された職員には、同規程第3条第2項の規定により報奨金を支給することができる。

(寒冷地手当)

第33条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条及び次条において「基準日」という。）において、別表第3に掲げる地域に在勤する職員（以下この条から第36条までにおいて「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

第34条 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第3に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第16条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。			

2 前項の表に掲げる地域の区分は、別表第3のとおりとする。

第35条 第21条第1項の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

第36条 支給対象職員が、理事長に別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2条の規定にかかわらず、第34条の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

第37条 第34条から前条までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第38条 第22条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第11条及び第12条規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額等の支給方法)

第39条 俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(委員、顧問、参与等の職にある者の給与)

第40条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は理事長の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務1日につき、理事長が別に定める額を超えない範囲内において、手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前2項の常勤を要しない職員には、別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(休職者等の給与)

第41条 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第14条第1項第3号又は同項第4号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第41条第5項」と読み替えるものとする。

7 休職者には、前6項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。

- 8 第1項から第4項までの規定による俸給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

第41条の2 職員が業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第81条第2項に規定する病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与を支給しない。

(育児休業等職員の給与)

第42条 職員就業規則第65条第1項に規定する育児休業（以下単に「育児休業」という。）をしている職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 職員就業規則第65条の2第1項に規定する育児短時間勤務を取得している職員については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	による	による。ただし、職員就業規則第65条の2第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員就業規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	定年前再雇用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第18条第2項及び第19条第1項	合計額の	合計額（育児短時間勤務職員以外の職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める合計額）の
第29条第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第29条第5項及び第32条第3項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

第29条第5項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第29条第6項	理事長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して理事長

- 3 職員就業規則第65条の3第1項の規定に基づく育児時間により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 5 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 6 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 前6項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休業職員の給与)

- 第43条 職員就業規則第67条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

- 第44条 職員就業規則第15条第1項の規定により国際機関、外国政府又はこれらに準ずる機関又は同規則第16条の規定により民間企業等に派遣された職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業職員の給与)

- 第44条の2 職員就業規則第66条第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員の給与については、自己啓発等休業をしている期間は給与を支給しない。
- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(専従許可等における給与の取扱い)

- 第45条 職員が職員就業規則第32条の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可に伴い休職となった期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 職員が職員就業規則第35条に規定する短期従事の許可を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

る。

3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(雑則)

第46条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13.11.30 13 独家セ第1036 号)

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成15.3.1 14 独家セ第1435 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第29条第1項から第3項まで、附則第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当に関する平成15年3月31日までの読替)

5 施行日から平成15年3月31日までの間における第29条の適用に当たっては、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、読み替えて適用するものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第

6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成15年3月1日（期末手当について第29条第1項後段、又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で、平成14年4月1日から施行日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間についてこの規程による改正後の職員給与規程による俸給月額（継続在職期間において第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当等に関する経過措置）

7 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の第29条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第29条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第29条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第29条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第42条第3項の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成15.4.1 14 独家セ第1615号）

（施行期日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15.11.1 15 独家セ第1072号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条、第13条、第15条及び第29条の改正部分及び附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号

俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定)

- 5 施行日から平成16年3月31日までの間における期末手当に関する第29条の規定の適用に当たっては、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えて適用するものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。))にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特
地勤務手当(職員給与規程第19条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(調整手当に関する経過措置)

- 7 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の第13条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程の改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第5項中「前項の規定による」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成15年11月1日 15独家セ第1072号）附則第7項の規定により読み替えて適用される前項の規定による」とする。

附 則（平成16.11.1 16独家セ第1091号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第33条に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程第33条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職員（再任用職員（改正後の職員給与規程第6条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第34条から第36条までの規定にかかわらず、理事長が定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第34条から第36条までの規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 一般職給与法適用職員等（改正後の職員給与規程第13条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第33条から第36条までの規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第26条の規定の適用については、同条第2号中「第34条」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年11月1日 16独家セ第1091号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成17.8.16 17独家セ第705号）

(施行期日等)

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

- なお、この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（13規程第7号）第22条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17.12.1 17独家セ第1166号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））に

において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第19条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

（その他）

6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成18.4.1 17 独家セ第1718号）

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定める場合を除いて、旧級に対応する同表の新級欄の上段に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規程の適用については、これらの規程に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の職員給与規程の規定及びこれらに基づく規則等に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(21独家セ第1261号。以下「平成21年改正規程」という。))の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成22.12.1 22独家セ第1039号 以下「平成22年改正規程」という。))第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の適用にあたっては、次に掲げる俸給月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一 改正後の職員給与規程第10条に規定する俸給月額

二 改正後の職員給与規程第29条第5項(第32条第4項において準用する場合を含む。)に規定する俸給月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

- 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

	2号俵	1号俵
第13条第2項第1号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第2号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第3号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第4号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第5号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第6号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で別に定める割合

(その他)

- 13 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第 1 職務の切替表（附則第 2 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技術専門職員俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第 2 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第 3 項関係）

（1）一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1

4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未滿			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				

2 4	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
2 5	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
2 6	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
2 7	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
2 8	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
2 9	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
3 0	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
3 1	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
3 2	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

(2) 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	20	1	1
	12 月以上	13	13	9	21	1	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	24	4	1
	12 月以上	17	17	13	25	5	1
6	3 月未満	17	17	13	25	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	28	8	4
	12 月以上	21	21	17	29	9	5
7	3 月未満	21	21	17	29	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	32	12	8
	12 月以上	25	25	21	33	13	9
8	3 月未満	25	25	21	33	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	36	16	12
	12 月以上	29	29	25	37	17	13
9	3 月未満	29	29	25	37	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	40	20	16
	12 月以上	33	33	29	41	21	17

1 0	3 月未滿	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	43	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	48	28	24
	12 月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	52	32	28
	12 月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	66	80	60	56
	12 月以上	73	73	67	81	61	57

2 0	3 月未滿	73	73	67	81	61	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	84	64	60
	12 月以上	77	77	69	85	65	61
2 1	3 月未滿	77	77	69	85	65	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66	62
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	88	68	64
	12 月以上	81	81	73	89	69	65
2 2	3 月未滿	81	81	73	89	69	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73	90	70	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74	91	71	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	74	92	72	68
	12 月以上	85	85	75	93	73	69
2 3	3 月未滿	85	85	75	93	73	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	95	75	69
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
2 4	3 月未滿	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
2 5	3 月未滿	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
2 9	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		

3 0	3 月未満	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未満	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未満	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未満	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
3 1	3 月未満	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未満	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未満	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未満	120	120	96	128		
	12 月以上	121	121	97	129		
3 2	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	121	122				
	6 月以上 9 月未満	121	123				
	9 月以上 12 月未満	121	124				
	12 月以上	121	125				
3 3	3 月未満		125				
	3 月以上 6 月未満		126				
	6 月以上 9 月未満		127				
	9 月以上 12 月未満		128				
	12 月以上		129				

附則別表第 3 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第 3 項関係）

旧号俸	新 級 経過期間	9 級	10 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1

5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
1 0	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
1 1	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
1 2	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
1 3	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
1 4	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12
	12 月以上	33	13

15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成 19.4.1 13 規程第 7－1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 3 月 31 日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）

- 2 独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から同規程附則第 10 項までの規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 10 条第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から同規程附則第 10 項までの規定による俸給の額との合計額」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 改正後の職員給与規程第 13 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施工の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動の日以後」とする。

（その他）

- 4 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 19.9.1 13 規程第 7－2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18.4.1 17 独家セ第 1718 号）附則の適用の特例）

- 2 施行日以降に独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第 64 条の 2 第 1 項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18.4.1 17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第 8 項から第 13 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8項	）には、俸給月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第64条の2第1項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」）を始めようとする場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受けていた俸給の月額に同規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第9項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

附 則（平成19.12.1 13 規程第7－3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第32条第2項第1号の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成19年4月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）
- 3 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができるものとする。

（給与の内払）

- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 20.5.27 13 規程第 7－4 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20.10.1 13 規定第 7－5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.4.1 13 規程第 7－6 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.5.29 13 規程第 7－7 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条第 2 項の規定の適用については、第 29 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」」と、「「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」」とあるのは「「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」」と、第 32 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則 (平成 21.7.1 13 規程第 7－8 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.12.1 21 独家セ第 1261 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 27 条、第 39 条の規定は平成 21 年 12 月 5 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（同規程第19条の規定による手当を含む。）の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

附 則（平成 22. 4. 1 21 独家セ第 1801 号）
（施行期日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22. 12. 1 22 独家セ第 1039 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等)

- 2 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(継続雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第21条の規定の適用を受ける者である場合にあっては同条第1項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び附則第10項において「俸給月額減額基礎額」という。))
 - 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
 - 三 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
 - 四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に

規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第32条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

六 第41条第1項又は第3項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第41条第1項 前各号に定める額

イ 第41条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第41条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第41条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第41条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸 給 表	職務の級
一般職員俸給表	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合に於ける同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1年間におけ

る1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を1年間に於ける1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第32条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において調整額という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程附則第8項（平成18.4.1 17 独家セ第1718号）の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（同規程第19条の規定による手当を含む。）の月額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで

	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
医療職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 8 号俸まで

二 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0. 2 8 を乗じて得た額

（平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替）

7 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22. 12. 1 22 独家セ第 1039 号）の施行の日」と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸の調整）

8 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日において給与規程第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 23. 4. 1 22 独家セ第 1615 号）

（施行期日）

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23. 10. 1 23 独家セ第 871 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

（平成 2 4 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）

2 平成 2 4 年 1 月 1 日に行われる昇給についての給与規程第 6 条第 5 項の規定の適用については、同項中「同日前において理事長が定める日以前 1 年間」とあるのは、「平成 2 3 年 1 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までの期間」とする。

- 3 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分については、なお従前の例による。
 この場合において、改正前の給与規程第6条第5項中「同日前1年間」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。
 （平成23年12月期に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 4 平成23年12月期に支給する勤勉手当についての給与規程第32条第1項の規定の適用については、同項中「業績評価」とあるのは、「業績評価その他の能力の実証」とする。

附 則（平成24.4.23 24 独セ第184号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。
 （給与減額の特例）
- 2 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規程第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（職員給与規程の一部を改正する規程（17 独セ第1718号）附則第8項の規定による俸給を含み、当該職員が職員給与規程第21条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割 合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技術専門職員俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
医療職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

（給与支給の減額）

- 3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

五 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

八 職員給与規程第41条第1項から第7項までの規定により支給される給与

当該職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額

ア 職員給与規程第41条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額

イ 職員給与規程第41条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 職員給与規程第41条第5項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 職員給与規程第41条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 職員給与規程第41条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

4 特例期間においては、職員給与規程第20条及び第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、職員給与規程の一部を改正する規程（22独セ第1039号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号並びに第3号及び第6号から第8号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ハ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号ホ中「第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第6号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされ

る額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、第42条第3項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

7 特例期間においては、第43条第1項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

8 この規定による給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

9 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員給与規程第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の第1号の適用を受ける場合にあっては、同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額を支給する。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（職員給与規程第40条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成17年改正規程附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第19条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数（平成24年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 9 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 同附則第 10 条の規定が適用され、同条の規定により決定された号俸に基づき当該適用を受ける職員（平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 5 月 1 日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く）が、同月分として支給されることとなる俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当の月額合計額から、同附則の改正前の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、扶養手当、地域手当、広域異動移動手当、住居手当及び特地勤務手当の合計額を減じた額。

（平成 24 年 5 月 1 日における号俸の調整）

10 平成 24 年 4 月 1 日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の職員給与規程第 6 条第 5 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成 24 年 5 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

（平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整）

11 平成 25 年 4 月 1 日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

（平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整）

12 平成 26 年 4 月 1 日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 4 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2 号俸）上位の号俸とする。

- 13 育児休業規程第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の2の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 14 独立行政法人家畜改良センター非常勤職員「任期付短時間勤務」就業規則（以下、「任期付短時間勤務職員就業規則」という）第2条に規定する任期付短時間勤務職員に対する第10項から第12項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、任期付短時間勤務職員就業規則第18条の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、実施細則で定める。

附 則（平成24.11.1 24 独家セ第975号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。
（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年12月に期末手当が支給される職員（同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第44条又は附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程の附則第2項から第8項まで及び第10項から第12項までの規定が同月1日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（平成26.4.1 25 独家セ第1694号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者（同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第1718号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当の額は、第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第44条又は職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号)附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当について第29条第1項後段、第41条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当の月額(職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号)附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
医療職員俸給表	2 級	1 号俸から 9 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

附 則 (平成 26.12.1 26 独家セ第 1040 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定(第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第

1039号) 附則第5項の改正部分を除く。次項において同じ。) は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27.4.1 26 独家セ第1591号)

(施行期日等)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27.7.1 27 独家セ人第57号)

(施行期日等)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28.1.1 27 独家セ第1396号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第10条、第17条、第28条、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号) 附則第5項の改正部分を除く。) については、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22独家セ第1039号) 附則第5項の改正部分については平成27年12月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。なお、平成31年3月31日までの間、次の各号に掲げる職員に該当するものには、俸給月額のほか、当該各号に定める額を俸給として支給する。

一 切替日及び平成27年12月31日(以下「基準日」という。) において同一の俸給表の適用を受ける職員で、切替日以降その者の受ける俸給月額が基準日において受けていた切替え前の俸給月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(27独家セ第1396号) 第5条第2項に規定する俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。) にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日) 以後、当該額に100分98.5を乗じて得た額) を俸給として支給する。

二 前号に定める職員のうち、切替日から基準日の間に昇格した者における切替日から昇格日までの差額の算出については、俸給表の切替え前及び切替え後の双方において、昇格前の俸給月額を

基礎とする。

三 切替日及び基準日以降において俸給表の適用を受ける職員（第1号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。

四 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

3 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第2号	100分の6	100分の5
第16条第2項	30,000円 70,000円	26,000円 70,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

（広域異動手当に関する特例）

4 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

5 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（その他）

5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28.4.1 27 独家セ第2112号）

（施行期日等）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28.12.1 28 独家セ第1807号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第11条第3項及び第12条第1項第3号の規定は平成29年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う特例）

- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第11条第3項、第12条第1項第3号、第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号）附則第5項の改正部分を除く。）については、平成28年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

（扶養手当に関する経過措置）

- 3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第3項第1号イ	6,500円	6,500円（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円とする。）
第11条第3項第1号ロ	3,500円	3,500円（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とする。）
第11条第3項第1号ハ	支給しない	支給しない（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は10,000円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は3,500円とする。）
第11条第3項第2号	10,500円	10,500円（ただし、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は8,000円とする。）
第11条第3項第3号ロ	3,500円	3,500円（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とする。）
第11条第3項第3号ハ	支給しない	支給しない（ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は3,500円とする。）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当の月額、職員給与規程第11条第2項第2号に規定する扶養親族については10,000円とし、職員給与規程第11条第2項第3号から第5号に規定する扶養親族については9,000円とする。

（勤勉手当に関する特例）

- 5 平成28年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。

第32条第2項第1号	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110
第32条第2項第2号	100分の40	100分の42.5
	100分の50	100分の52.5
附則（平成22.12.1 22 独 家セ第1039号）第5項	1.275	1.35
	1.575	1.65
	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110

（その他）

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成29.4.1 28 独
家セ第2695号）

（施行期日等）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29.12.1 29 独
家セ第1763号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う特例）

- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（22 独
家セ第1039号） 附則第5項の改正部分を除く。）
については、平成29年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

（勤勉手当に関する特例）

- 3 平成29年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115
第32条第2項第2号	100分の42.5	100分の45
	100分の52.5	100分の55
附則（平成22.12.1 22 独 家セ第1039号）第5項	1.35	1.425
	1.65	1.725
	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115

（その他）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 30.12.1 30 独家セ第 1828 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 30 年 1 2 月 1 日から施行する。
（俸給の切替えに伴う特例）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条第 2 項の改正部分を除く。）については、平成 30 年 4 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。
（期末手当及び勤勉手当に関する特例）
- 3 平成 30 年 1 2 月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 29 条第 2 項	100 分の 130	100 分の 137.5
	100 分の 110	100 分の 117.5
第 29 条第 3 項	100 分の 72.5	100 分の 80
	100 分の 62.5	100 分の 70
第 32 条第 2 項第 1 号	100 分の 92.5	100 分の 95
	100 分の 112.5	100 分の 115
第 32 条第 2 項第 2 号	100 分の 45	100 分の 47.5
	100 分の 55	100 分の 57.5

（その他）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和元.12.1 元独家セ第 1400 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。
（俸給の切替えに伴う特例）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第 32 条第 2 項の改正部分を除く。）については、平成 31 年 4 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。
（勤勉手当に関する特例）
- 3 令和元年 1 2 月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 32 条第 2 項第 1 号	100 分の 95	100 分の 97.5
	100 分の 115	100 分の 117.5

（その他）

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 2.4.1 元独家セ第 2202 号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 この規定による改正後の第 1 4 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が、この規定による改正前の同条同項の規定により算出される住居手当の月額に達しないこととなるものに対する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 4 条第 1 項第 1 号	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
第 1 4 条第 1 項第 2 号	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
第 1 4 条第 2 項第 1 号ア	2 7, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円
	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
第 1 4 条第 2 項第 1 号イ	2 7, 0 0 0 円	2 3, 0 0 0 円
	1 7, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円

附 則（令和 2.12.1 2 独家セ第 1631 号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当に関する特例）

2 令和 2 年 1 2 月における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 9 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 7. 5	1 0 0 分の 1 2 5
	1 0 0 分の 1 0 7. 5	1 0 0 分の 1 0 5
第 2 9 条第 3 項	1 0 0 分の 1 2 7. 5	1 0 0 分の 1 2 5

（住居手当に関する経過措置）

3 この規程による改正後の職員給与規程第 1 4 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が、職員給与規程の一部を改正する規程（元独家セ第 2202 号）による改正前の同条同項の規定により算出される住居手当の月額に達しないこととなるものに対する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、令和 3 年 4 月 1 日から当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 4 条第 1 項第 1 号	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
第 1 4 条第 1 項第 2 号	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円

第14条第2項第1号ア	27,000円	23,000円
	16,000円	12,000円
第14条第2項第1号イ	27,000円	23,000円
	17,000円	16,000円

附 則（令和4.3.16 3 独家セ第2432号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.6.1 4 独家セ第413号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）、第41条第1項、第2項及び第4項から第7項若しくは第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 二～三号以外の職員 127.5分の15

二 特定幹部職員 107.5分の15

三 継続雇用職員 72.5分の10

（端数計算）

- 3 前項に規定する調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（令和4.12.1 4 独家セ第1911号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う特例）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第32条第2項の改正部分を除く）については、令和4年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。
（勤勉手当に関する特例）
- 3 令和4年12月期における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の100	100分の105
	100分の120	100分の125
第32条第2項第2号	100分の47.5	100分の50

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和5.4.14 独家セ第2956号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の俸給月額等)

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 職員就業規則第5条第1項の規定による任期付職員

二 職員就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により職員就業規則第13条の2第1項に規定する異動期間を延長された職員

3 職員就業規則第13条の2に規定する役職定年された職員であつて、当該他の役職への降任等をされた日(以下、この項及び第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下、この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下、この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

5 異動日の前日から引き続き職員(第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

6 第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員に

は、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

7 第3項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。

8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による俸給月額、第3項の規定による俸給その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（継続雇用された職員の俸給）

第3条 令和14年3月31日までの間、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第3条の規定により継続雇用された職員（以下、「継続雇用職員」という。）の俸給月額は、第5条第1項に規定する俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第4条の規定による継続雇用短時間勤務職員（以下「継続雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前項による俸給月額に、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第4条第3項で読み替えた職員就業規則第36条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（継続雇用された職員の給与規程の適用）

第4条 継続雇用職員は、前条第1項の規定によるほか、職員とみなして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第29条、第32条及び第38条中並びに別表第1及び別表第2中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「継続雇用職員」とする。

2 継続雇用短時間勤務職員は、前条第2項によるほか、定年前再雇用短時間勤務職員と見なして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第15条、第22条、第29条、第32条、第38条、第40条、第42条中並びに別表第1及び別表第2中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「継続雇用短時間勤務職員」とする。

附 則（令和5.12.1 5 独家セ第2223号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う特例）

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第29条第2項、第3項及び第32条第2項の改正部分を除く）については、令和5年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例）

3 令和5年12月期における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 9 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 2 . 5	1 0 0 分の 1 2 5
	1 0 0 分の 1 0 2 . 5	1 0 0 分の 1 0 5
第 2 9 条第 3 項	1 0 0 分の 6 8 . 7 5	1 0 0 分の 7 0
第 3 2 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 1 0 2 . 5	1 0 0 分の 1 0 5
	1 0 0 分の 1 2 2 . 5	1 0 0 分の 1 2 5
第 3 2 条第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 4 8 . 7 5	1 0 0 分の 5 0

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和 7.1.1 6 独 家 セ 第 1036 号)

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(俸給の切替え及び寒冷地手当に関する特例)

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第 2 9 条第 2 項、第 3 項及び第 3 2 条第 2 項を除く)については、令和 6 年 4 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例)

3 この規程による改正後の給与規程第 2 9 条第 2 項、第 3 項及び第 3 2 条第 2 項については、令和 6 年 1 2 月期における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、令和 6 年 1 2 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

第 2 9 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5
	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5
第 2 9 条第 3 項	1 0 0 分の 7 0	1 0 0 分の 7 1 . 2 5
第 3 2 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5
	1 0 0 分の 1 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5
第 3 2 条第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 5 0	1 0 0 分の 5 1 . 2 5

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和 7.4.1 6 独 家 セ 第 1367 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号俸の切替え)

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日(以下、「切替日」という。)の前日において独立行政法人家畜改良センター職員給与規程(以下、「職員給与規程」という。)別表第 1 及び第 2 の俸給表の適用を受けて

いた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者／六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」と、同条第3項第1号中「13,500円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、職員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、職員給与規程実施細則7-11（地域手当）で定める割合を乗じて得た額とする。

（切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第6条 切替日の前日までにこの規程による改正前の職員給与規程第13条第4項に規定する異動のあった職員（職員就業規則第7条の2に定める雇用をされた定年前再雇短時間勤務職員及び令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第3条の規定により継続雇用された職員は除く。）については、職員給与規程第13条第1項中「二 愛知県岡崎市に所在する事務所／三 兵庫県たつの市に所在する事務所」とあるのは、「二 愛知県岡崎市に所在する事務所」と、第2項第1号中「100分の4」とあるのは「100分の3」と、同項第2号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同条第4項中、「から3年」とあるのは、「から2年」と、「変更により」とあるのは、「変更又は附則第5条の給与実施細則7-11（地域手当）に定める割合の変更により」と、同項ただし書中、「から3年」とあるのは、「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は附則第5条の給与実施細則7-11（地域手当）に定める割合の変更」と、同項「二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合／三 当該異動の日から同日以降3年を経過する日ま

での期間（前２号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合」とあるのは、「二 当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合」と、同条第５項中「から３年」とあるのは「から２年」と、「変更により」とあるのは「変更又は附則第５条の給与実施細則７－１１（地域手当）に定める割合の変更により」と、同項ただし書中「から３年」とあるのは「から２年」と、「二 当該採用の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 給与法による支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合／三 当該採用の日から同日以後３年を経過する日までの期間（前２号に掲げる期間を除く。） 給与法による支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合」とあるのは、「二 当該採用の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 給与法による支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合」とし、同条の規定を適用する。

（通勤手当に関する経過措置）

第７条 この規程による改正後の職員給与規程第１５条第４項の規定は切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第８条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 この規程による改正前の職員給与規程別表第３に掲げる地域に在勤する職員又は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第７２号）附則第１１条第１項第１号に規定する者であつて、常時勤務に服する職員、職員就業規則第７条の２に定める雇用をされた定年前再雇短時間勤務職員（以下のこの条において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）又は令和５年４月１日から施行の職員就業規則附則第３条の規定により継続雇用された職員（以下この条において「継続雇用職員」という。）であるものをいう。
- 二 新寒冷地等在勤等職員 職員給与規程別表第３に掲げる地域に在勤する職員又は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第７２号）附則第１１条第１項第２号に規定する者であつて、常時勤務に服する職員、定年前再雇短時間勤務職員又は継続雇用職員であるものをいう。
- 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
- 四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（職員給与規程第３３条に規定する基準日をいい、その属する月が令和７年１１月から令和９年３月までのものに限る。以下のこの条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員（定年前再雇短時間勤務職員にあつては切替日の前日に常時勤務に服する職員（継続雇用職員を除く。第４項において同じ。）であつた者に限る。）をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、職員給与規程別表第3に規定する4級地をその地域の区分（職員給与規程第34条第1項に規定する地域の区分をいう。）

と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

3 職員給与規程第35条及び第36条の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、第35条中「前条第1項」とあるのは、「附則第8条第2項」と、第36条中「前2条」とあるのは、「附則第8条第2項及び同条第3項において準用する前項」と、「第34条」とあるのは、「附則第8条第2項」と読み替えるものとする。

4 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、定年前再雇用短時間勤務職員及び継続雇用職員にあっては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして前2項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。

5 職員給与規程第13条第5項に規定する国家公務員等であった者から引き続き人事交流により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表の適用を受ける職員でなかった期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとみなして、改正規程附則第8条第2項及び第3項又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。

6 第2項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における職員給与規程第37条の規定の運用については、同条中「第34条から前条」とあるのは、「職員給与規程の一部を改正する規程（6独家セ第1367号）附則第8条第2項から第5項まで」とする。

附則別表 号俸の切替表

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	

34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				

71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							

108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

(2) 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19

28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56

65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	

102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

備考 切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える号俸（以下「枠外号俸」という。）を受けていた職員の切替後の号俸は、切替日の前日に受けていた枠外号俸とする。

附 則（令和 7.7.1 7 独家セ第 418 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				

58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							

89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								

119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
定年前再雇用短 時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考
他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400

28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500

58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	

89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		

119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			
定年前再雇用短 時間勤務職員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考

- 1 機械の運転操作、その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。
- 2 4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は、枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。
- 3 独立行政法人家畜改良センター法人内資格制度規程第7条に基づく昇給を受ける者については、当該規定による昇給号俸数で昇給するものとし、昇給により4級の最高号俸を超える場合については、最高号俸を超える号俸数を枠外として、当該号俸数に最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を乗じて得た額を最高号俸月額に加えた額にて昇給させるものとする。

別表第 3（第 3 3 条及び第 3 4 条関係）

地域の区分	地 域
1 級 地	北海道河東郡
3 級 地	北海道日高郡
4 級 地	青森県上北郡 岩手県盛岡市 福島県西白河郡